

京都大学	博士（文学）	氏名	鈴木 蒼
論文題目	平安時代における大学の教育制度と官人社会		
<p>（論文内容の要旨）</p> <p>古代の日本には、国家的教育機関である大学で専門的知識を学んだ後、官人として出仕させる制度が存在した。本論文は、平安時代9～11世紀の大学制度の推移を跡づけるとともに、大学で紀伝道を学んだ官人たちの存在形態を検討し、平安貴族社会の形成と特質を解明したものである。</p> <p>序章では、平安時代の大学に関する先行研究を整理し、本論文の課題と方法を提示する。戦前より、①教育史研究、②漢文学研究、③制度史研究の三つの視角から研究が進められたが、とりわけ③の影響は大きく、その代表的研究者である桃裕行により、現在に続く通説が打ち立てられた。戦後はさらに研究が多様化し、律令官僚制や平安貴族社会との関わりを論じることにより、桃説の補強が試みられた。しかし、大学寮出身者を全体として吟味し、その構造的特質を明らかにした研究はいまだ存在しない。そこで本論文では、大学寮諸科のうち最有力であった紀伝道について、就学・出身した官人の出自を総点検し、昇進経路や階層秩序を再検討する。そのことにより、政界における文人貴族・文人官僚の位置づけを見きわめ、平安貴族社会の形成と特質を逆照射することも可能になる。</p> <p>第1章「9・10世紀の文人官僚」では、律令官人社会における大学出身者の基本的性格、および政界での動向について考察する。9世紀には大学出身官人の数が増え、国政に重要な役割を果たした。これまでの研究では、彼らを人材主義に立脚する一つの政治勢力と考え、門閥的な貴族層と対立して敗北し、現実主義的・批判的精神を失うことによって衰退したと理解されてきた。しかし、かかる対立的図式には疑問があり、そもそも大学出身官人の生態が十分検討されてきたとも言いがたい。そこで本章では、大学出身官人の中でも高位に至った紀伝道出身者と「遊学者」（科目を定めず勉強した者）を「文人官僚」と呼び、彼らの政治的役割を再検討した。その結果、9世紀前葉の強制就学政策により、文人官僚が律令官人社会に定着し、独自の昇進経路が形成されたことが明らかになった。また先行研究が言うような、政治的敗北によって文人官僚が退場したといった事実は存在せず、そもそも文人官僚が集団として貴族層と対立した痕跡も見出せない。むしろ彼らの一貫した行動様式は、それぞれに近い上位権力者に追従するというものであった。さらに文人官僚の現実主義的・批判的精神の喪失を示すとされる学閥対立も、紀伝道の頂点に立つ菅原氏の勢力拡大に伴う現象であり、それは特定個人に権限が集中する紀伝道の試験制度に起因する、むしろ本来的な事象と結論づけられる。</p>			

第2章「平安時代紀伝道試の再検討」では、紀伝道における試験制度の検討を行ない、11世紀前葉に権力者による試験への介入が強まり、制度として定着したことを明らかにする。紀伝道の試験には、寮試（入学試験）、省試（一般の卒業試験）、対策（少数の特待生の卒業試験）の三種がある。平安時代の試験制度については、桃裕行の学説が通説となり、①試験問題の事前告知、②権力者の恣意による受験者決定、③試験実施ルールの不徹底、などが10世紀後半から顕在化するとされてきた。しかし、試験制度の内実に関する検討は不十分なままであり、時期的変遷についても再考の余地がある。そこで、改めて史料を博搜・分析したところ、①の問題告知は、対策については9世紀代に始まり、10世紀後葉～12世紀中葉には回答を事前準備するようになったが、省試については11世紀中葉に告知が始まったと考えられる。②については、9世紀段階から権力者や有力文人の意向が反映していたが、11世紀前葉にはそれが推挙枠として制度化され、露骨な介入も見られるようになる。さらに③については、11世紀前葉に省試が数年に一度開催され、対策も受験に必要な学習年限が縮まり、12世紀前葉に3年前後になった。このように紀伝道の試験制度は11世紀前葉、つまり藤原道長政権期に画期が設定でき、権門の意向が強く反映されるようになったと評価される。

第3章「文人貴族層」の成立過程」では、紀伝道出身者が形作った独自の社会秩序・身分構造の全体像を明らかにするため、まずはその上層部（文人貴族層）の構成・出自などを網羅的に検討する。紀伝道出身者でも特段の優遇を受けたのは対策経験者であるが、彼らは9世紀後葉には特定の官職（文章博士・東宮学士・式部輔・大内記・大学頭）に就任するようになる。10世紀前葉にはそれが慣例として確立し、彼らは試験の及落判定にも関わったが、11世紀前葉にはさらに権限を拡大した。かくして上層の対策経験者とそれ以外の大学出身者の間には明確な身分差が発生したのであるが、ここで注目すべきは、文人貴族層を構成する門流（一氏族全体、あるいは氏族内での家門）がほぼ限られていたことである。10世紀前葉までに20ほどの門流が文人貴族層として出揃い、さらに10世紀末～11世紀中葉に大きな変動が生じた。すなわち、10世紀前葉まで遡る由緒をもちつつ、撰関家（藤原道長一族）と恒常的な主従関係を結んだ5つの門流（菅原氏、大江氏、藤原南家貞嗣流、藤原式家主流、藤原北家真夏流）だけが文人貴族層として生き残り、院政期以降も存続する。しかしその一方、撰関家との関係を構築できなかった門流は文人貴族層から脱落していき、また一時的に新しい門流が浮上することもあったが、結局は身分秩序の壁に阻まれ、短期間のうちに消え去ったとする。

第4章「紀伝道出身者の存在形態」は、第3章での検討結果を踏まえつつ、検討対象を文人貴族層以外にも広げ、紀伝道出身者の構成と出自、さらに文筆技能の継承方法について、総体的・動態的な分析を行なったものである。文人貴族層から脱落した門流、またはそこまで上昇できなかった門流であっても、紀伝道を学び続け、平安貴族

社会の中下層を構成することは少なくなかった。本章はそれらを含めた網羅的な検討を行ない、平安文人社会の全体像を初めて提示したものである。まず学問継承の方法を分析し、大学での学習も続いていたが、むしろ私的教育が広く行なわれ、はるかに重要な役割を果たしたことが認められる。最も一般的だったのは父子間での継承であるが、決してそれだけではなく、養子を迎えて伝習させたり、婚姻を介して舅から婿に学問を伝えたりする場合もあった。島田麻呂流橘氏や高階氏などは母系を介して学的伝統を多方面に伝えており、血縁的な学問継承は門流と門流を結びつける役割を果たしていた。こうした事実を踏まえつつ、紀伝道出身者の全体的な動向を総括すれば、①9世紀後葉～10世紀前葉に、奈良時代以来の氏族が退場し、文人貴族層が形成される、②10世紀後葉～11世紀中葉に、文人貴族層から脱落した門流が文人社会に踏みとどまり、貴族層に一度も参入したことの無い門流が一斉に退場する、と結論づけることができる。

第5章「平安時代における「能書」の基礎的考察」は、第3章・第四章の考察結果を別の側面から補強するものである。「能書」とは書に優れた人物を言う。平安時代は書道史において重要な時代であるが、能書の存在形態が十分に解明されてはいない。そこで能書の役割や技術継承について、紀伝道出身者の門流と関わらせながら考察を行なった。平安時代の能書は清書（浄書）という職務が重んじられ、それが天皇や皇太子との関係構築をもたらした。9～10世紀においては大学、特に紀伝道は能書育成の機能を果たしており、それとともに父系・母系親族間での書法継承が広く行なわれた。こうした中から小野氏が躍進し、最も権威ある能書の門流として君臨する。しかし11世紀に入ると、能書の技能は主従関係を結んだ権門への奉仕に限定されていき、それに失敗した小野氏などは同世紀中葉までに没落していった。それに代わり、紀伝道とは別系統の書法を故実として権威化し、摂関家に臣従した世尊寺家（藤原行成子孫）が有力な門流として立ち現われる。しかし、紀伝道の能書養成機能が完全になくなったわけではない。12世紀には勸修寺流藤原氏が紀伝道での教習を通じて書の能力を獲得し、摂関家の藤原忠通と関係を結ぶことによって急成長した。しかし、12世紀末には再び世尊寺流に圧倒され、能書の家として続くことはなかった。書風の流行は、こうした能書門流の盛衰と軌を一にしていたと考えられる。

終章では、以上の検討結果を時系列に沿ってまとめ、①8世紀、②9世紀前葉～中葉、③9世紀後葉～10世紀前葉、④10世紀後葉～11世紀中葉における大学制度・文人社会の特質を記述する。そして、画期として最も注目すべきは11世紀前葉であり、それは権門を基軸とする平安貴族社会の確立と深く関わっていたと結論づける。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、平安時代の大学の教育制度、および大学紀伝道（紀伝科）の出身者をめぐる政治・社会関係を実証的に論じたものである。全体は本論5章から構成され、その前後に研究史を整理して課題を述べた序章と、総括のための終章が配されている。

日本古代の律令体制においては、中国の制度を模倣し、大学という国家的教育機関が置かれていた。平安時代には数多くの官人子弟が入学し、諸道（諸科）のうちでも歴史・文学を学ぶ紀伝道が特に重んじられ、唐風の政治・文化の基盤となった。伴善男・菅原道真など、紀伝道出身者が政変で失脚したことも知られており、古代政治史を考える際に、大学の制度と出身者の検討は欠かせない。

古代の大学に関する研究は蓄積も厚く、制度の大枠はすでに解明されている。紀伝道を修めた文人の研究も盛んである。しかし、大学出身者を総体として論じ、彼らをめぐる複雑な政治・社会関係を解き明かした研究は存在しない。また、平安貴族社会の形成とともに、大学の制度や紀伝道出身の貴族・官僚（以下「文人貴族」「文人官僚」とする）がどう変容したかについても、概括的な理解しか示されてこなかった。そこで論者は、8～12世紀という時間幅をとって史料を博捜し、制度の運用実態や紀伝道出身者の系譜関係を考究することにより、研究水準を格段に引き上げることに成功した。以下、本論文の構成に沿って、顕著な成果をかいつまんで述べる。

第1章「9・10世紀の文人官僚」では、律令官人社会における文人官僚の特質・動向を考察する。論者によれば、9世紀前葉の就学政策により、文人官僚は官人社会で大きな比重をもつようになり、貴族層の入学も増えた。9世紀中葉には文人官僚特有の昇進ルートも定まった。しかし、彼らは一つの政治勢力を形作ることはなく、個々ばらばらに権力者に追従していた。それが政変による浮沈をもたらしたが、文人官僚総体を見れば、決して衰退傾向は認められない、と述べる。独創的・説得的なこの見解は、平安前期の政治史を「貴族対文人派」という図式でとらえてきた通説を根底から批判し、律令政治から摂関政治への展開に新たな説明を与えるものである。

第2章「平安時代紀伝道試の再検討」は、大学紀伝道の試験制度を検討し、11世紀前葉より権力者が試験に強く介入するようになり、それが制度として定着したことを論ずるものである。通説では10世紀後半から、①試験問題の事前告知、②権力者の恣意による受験者決定、③試験実施ルールの不徹底といった「制度の弛緩」現象が始まるとされてきた。論者は関連史料を徹底的に読み直し、これらは9世紀から萌芽的に見られるものの、一挙に拡大・定着したのは藤原道長政権期であることを解明した。それは藤原摂関家を中心とする権力者に、文人貴族・文人官僚たちが臣従したことの現われであるという。近年、平安貴族社会の成立を10世紀後葉に求める意見が出されてきたが、論者のいう画期はやや後ろにずれ、摂関家という権門の確立が、政治制度や社会関係に決定的変化をもたらしたと主張している。以下の各章とも響き合うこの論点が、平安時代史研究に与えるインパクトは大きい。

第3章「文人貴族層」の成立過程」では、紀伝道出身者の社会秩序・身分構造の全

体像を明らかにすべく、まずはその上層部（文人貴族層）の存在形態を分析する。論者によれば、彼らは文章博士・東宮学士・式部輔・大内記・大学頭の官職を独占し、試験の当落判定に関わったが、11世紀前葉にはその権限を拡大させた。文人貴族を出す門流（氏族、または氏族内の家門）は、10世紀前葉には20前後に定まり、安定的な階層をなしたが、10世紀末以降に大きく変動する。古い伝統を誇りつつ、撰関家と恒常的な主従関係をもった5つの門流、すなわち菅原氏・大江氏・藤原南家貞嗣流・藤原式家主流・藤原北家真夏流だけが生き残り、院政期以降も存続したと論ずる。

さらに第4章「紀伝道出身者の存在形態」は、分析対象をいっそう広げ、紀伝道出身者すべての出自と社会関係について分析を加えた、文字通りの雄編である。平安時代、紀伝道を学んだ門流は少なからずあり、その多くは貴族社会の中下層に組み込まれていた。論者は、学問継承のために私的な教育が施され、大学教育より重要な役割を果たしたと指摘する。その際には父子間の継承が一般的であるが、養子を迎えたり、婚姻を介して舅から婿に学問を伝えることも珍しくなかった。橘氏のように、父子相承の学的伝統が絶えても、婚姻関係を通じて数多くの門流に継承させていた一族もあり、門流と門流は濃密なネットワークで結ばれていたという。

この第3章・第4章は、能力主義と血統主義、血族継承と姻族継承によって織りなされ、主従関係と身分秩序に規制される文人官僚社会の全体像を描ききった、前人未踏の業績である。また、①9世紀後葉～10世紀前葉、②10世紀末～11世紀中葉という変動期を見出しているが、それぞれが律令官人社会の解体、平安貴族社会の確立と対応している。構造論でも時代論でも、本論文の達成は刮目すべきものである。

第5章「平安時代における「能書」の基礎的考察」は、書に巧みな「能書」が紀伝道と不可分の存在であるとし、その役割や技術継承の問題を、門流という側面から考究する。能書の門流である小野氏の栄光と没落、撰関家に臣従した世尊寺家の躍進、12世紀における勸修寺流藤原氏の一時的台頭が、ここでも系図史料などを用いて全体的・動態的に論じられ、前章までの考察結果を別の側面から補強している。また、書風の変遷を能書門流の盛衰から論じた点は、まことに野心的な試みであった。

以上のように、本論文は史料の博搜と精緻な分析により、平安時代の大学制度と文人官僚社会の全体像を解明し、律令官人社会から平安貴族社会への推移に新たな光を当てた、秀逸な実証研究である。今後、平安貴族社会における文人官僚社会の位置と独自性をいっそう明瞭に説明し、12世紀以降についても具体的研究を進めることが望まれるが、論者は必ずやその期待に応えてくれるであろう。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。2022年2月14日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当分の間、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。